

苫小牧市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第4項に規定される生活困窮者就労準備支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業は、適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等（以下「就労準備支援事業者」という。）に委託して実施する。この場合において、就労準備支援事業者における本事業に係る個人情報の取扱いが適正になされるよう留意するものとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のいずれにも該当する者であつて、事業の利用を申請した日（以下「申請日」という。）において65歳未満の者であること。
 - ア 申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の市民税が課されていない者の収入の額を1.2で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。
 - イ 申請日における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。
- (2) 前号に該当する者に準ずる者として、本市が本事業による支援が必要と認める者であること。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者の状況に応じて、自立相談支援機関（法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関をいう。以下同じ。）が作成した施行規則第2条に規定する自立支援計画の内容及び面談等を通じて把握された対象者の意向等を踏まえつつ、事業の支援を効果的かつ効率的に実施するため、対象者が抱える課題、支援の目標及び具体的内容を記載した就労準備支援プログラム（計画書）（様式第1号）を作成すること。
- (2) 就労準備支援プログラム（計画書）に基づく次に掲げる事項

ア 対象者の適正な生活習慣の形成を促すため、うがい及び手洗い、規則正しい起床及び就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみ等に関する助言、指導等を行うこと。

イ 対象者の社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等の基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援、地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等への参加支援等を行うこと。

ウ 対象者の一般就労に向けた技法及び知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供、ビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行うこと。

(3) 支援の実施状況の確認及び就労準備支援プログラム（計画書）の見直しに関する次に掲げる事項

ア 就労準備支援プログラム（計画書）に基づく支援の実施状況については、継続的に支援目標の達成状況等の確認を行い、市、自立相談支援機関その他の関係機関と定期的に情報を共有すること。

イ 支援実施後の評価を1月ごとに行い、その結果を就労準備支援プログラム（評価書）（様式第2号）に記録するとともに、必要に応じて、就労準備支援プログラム（計画書）の見直しを行うこと。

（支援の実施期間）

第5条 事業による支援の実施期間は、1年を超えない期間とする。

なお、就労準備支援事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、事業の再利用（就労準備支援事業の支援プログラムの再作成）が可能である。

（人員配置）

第6条 事業の実施に当たって、就労準備支援を行う担当者（以下「就労準備支援担当者」という。）を1名配置するものとする。就労準備支援担当者は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者、就労支援業務に従事していた者等、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材とする。

（実施上の注意）

第7条 本事業の実施に携わる職員は、支援対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。